

活力と魅力のある商工センター地区に

まちづくりの将来像や方向性を示した「商工センター地区まちづくりビジョン」を策定しました。

図都市機能調整部(☎504-2940、☎504-2529)

いよいよ具体的な まちづくりが始まります！

商工センター地区は、埋め立て竣工から40年が経過し、社会情勢の変化や施設の老朽化が進むなどの課題を抱えています。

そうした中、令和4年7月に地区内の事業者などが、MICE施設の整備などを柱とした「商工センター地区

街づくり提案」を取りまとめました。

提案は地域だけでなく、広域的なまちの発展にも役立つものにしたという内容であり、こうしたまちづくりを地域と共に進めていくため、検討会での議論などを踏まえ、ビジョンを策定しました。詳しくは市ホームページで。

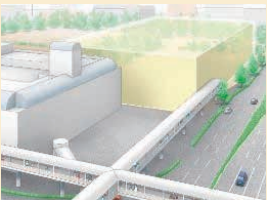
市HP ページ番号 1037708



■年間を通じて多くの市民や観光客などが地区を訪れることで、地区全体の活力や魅力が向上し、さらに広島広域都市圏の活性化にもつながるまちづくりを地域と共に進めます。

MICE施設の新設

既存施設の規模や機能を拡充したMICE施設の新設など、地区全体の魅力向上を図る



MICE施設(展示室など)

交通機能の強化

ヒトやモノが地区内を円滑に移動できるよう、交通機能の強化を図る



駅部の滞留空間

にぎわいの創出

各施設が連携してにぎわいを生み出すとともに、流通業務機能との調和を図る



港周辺のにぎわい

※イラストは現時点で考えられるイメージの一例です

带状疱疹ワクチンは定期接種で

今年度から、带状疱疹ワクチンが定期接種になります。ワクチンを接種することで、带状疱疹の発症などを効果的に予防することができます。

図健康推進課(☎504-2882、☎504-2258)

70歳ごろがピーク

痛みやかゆみを伴う湿疹や水ぶくれが皮膚に現れる「带状疱疹」。50歳以降で罹患率が高まり、70歳ごろがピークになります。発症や重症化を防ぐため、ワクチンの定期接種が4月から始まります。

ワクチンは2種類

带状疱疹のワクチンには、組み換えワクチンと生ワクチンの2種類があります。発症予防効果などに違いがあり、それぞれ接種回数や自己負担金異なります。定期接種では費用の一部を補助します。

【今年度の対象者】

●令和8年4月1日時点で65・70・75・80・85・90・95・100歳の人、101歳以上の人 ●60～64歳の人で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を持っており、その障害が身体障害者手帳1級相当である人
【接種期間】令和8年3月31日(火)まで
【接種の受け方】予防接種券・予診票(7月に送付予定。送付前は、区保健センターで交付)、住所・氏名・年齢が確認できるもの、自己負担金などを持って、医療機関で

【接種回数・自己負担金】

種類	接種回数	自己負担金
組み換えワクチン(シングリックス)	2回	18,100円×2回
生ワクチン(ビケン)	1回	4,900円

※生活保護世帯や市民税所得割非課税世帯の人は自己負担金免除(免除対象者であることの確認書類が必要)

【注意事項】対象年齢外、接種期間外の接種は全額自己負担となります

市HP ページ番号 1035967



図区保健センター

区	電話	区	電話	区	電話	区	電話
中	504-2528	南	250-4108	安佐南	831-4942	安芸	821-2809
東	568-7729	西	294-6235	安佐北	819-0586	佐伯	943-9731

相談窓口をご利用ください

市政に対する意見や要望、日常生活上の法律関係や交通事故に関する困り事など、お気軽にご相談ください。

図市民相談センター(☎504-2120、☎504-2121)

■市役所市民相談センターでの相談

相談名	相談の内容
市政相談	市政に対する意見・要望など
民事相談*1	親族・相続関係、その他日常生活上の法律関係の困り事など(刑事事件は除く)
交通事故相談*1	賠償額の算定、自賠責保険請求の方法など
法律相談(弁護士)*2	法律上の諸問題(刑事事件は除く)

●相談日時 (月)～(金)の8:30～17:00

*1 民事・交通事故相談は、16:00ごろまで

*2 弁護士による法律相談は、民事相談員が相談を受けた後、予約を受け付け

●申し込み 電話で、同センター(上記)へ

※市の業務など、市政への意見・要望は、電子メール(kocho@city.hiroshima.lg.jp)か郵送[〒730-8586 市民相談センター](住所不要)、ファクス(上記)でも随時受け付け

●休み (土)、(日)、(祝)、(休)、8月6日、年末年始(法律相談は予約時にご確認ください)

■区役所区政調整課での相談

相談内容	中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯
交通事故	第1(火)	第2(火)	第4(火)	第3(火)	第1(金)	第3(金)	第4(金)	第2(金)
暴力被害	なし	第1(火)	第3(火)	第4(火)	第3(木)	第2(木)	第1(木)	第4(木)
人権	第2(水)	第3(水)	第1(水)	第3(木)	第2(木)	第4(木)	第2(木)	第2(木)
行政	第2(金)	第1(金)	第4(金)	第3(金)	第1(水)	第3(水)	第2(水)	第4(水)
司法書士法律	第1(木)	第3(木)	第2(木)	第4(木)	第3(水)	第2(水)	第4(水)	第1(水)
表示登記・境界	第1(月)	第2(月)	第3(月)	第4(月)	第2(金)	第4(金)	第1(金)	第3(金)
行政書士法律 手続	第1(水)	第2(木)	第4(木)	第2(火)	第4(水)	第1(木)	第3(火)	第2(火)
税務(佐伯区役所のみ) 第2(月)								
年金・労働(中区役所のみ) 第3(火)								
市政(市政への意見・要望など) 区役所で随時								

●相談・申込先：区役所区政調整課(☎は4ヶ所)

区	電話	区	電話	区	電話	区	電話
中	504-2543	南	250-8933	安佐南	831-4925	安芸	821-4903
東	568-7703	西	532-0925	安佐北	819-3903	佐伯	943-9706

●相談日時 市政相談以外は各相談日の13:00～16:00(暴力被害相談は15:00まで)

●申し込み 相談日当日の8:30から、電話で(交通事故相談、暴力被害相談、表示登記・境界相談は、相談日

当日の10:00まで随時受け付け)。先着各6人(暴力被害相談は4人)。相談時間は1人30分まで

●休み (土)、(日)、(祝)、(休)、8月6日、年末年始(市政相談以外は8月13日～16日、12月28日、1月4日も)

春の全国
交通安全運動
4/6～15

新年度スタート！ 交通安全への気持ちも新たに

新しい生活が始まる春。改めて交通安全を意識する機会です。みんなで交通ルールを守って、交通事故をゼロにしましょう。
図道路管理課(☎504-2122、☎504-2379)

交通安全運動推進隊が見守っています

●「交通安全運動推進隊」は、地域交通安全の市民ボランティアです。通学路や交通量の多い交差点などで、交通指導などの街頭活動を行っています。朝7時半から約1時間、こどもの登校を見守ります。



春は入園・入学の季節。車のハンドルを握る皆さん、より一層、安全に気を配ってください。ボランティアの隊員も募集中です。

同隊連絡協議会会長
西佐古信夫さん

